

平成20年度地方税制改正について

〔 地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)、地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)に基づく。 〕

総 務 省
平成20年5月

一 地域間の財政力格差の縮小

◎ 法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」・「地方法人特別譲与税」を創設

- * 地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。
- * この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。
- * 消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

I 法人事業税の改正

法人事業税(所得割・収入割)の標準税率の引き下げ

II 地方法人特別税の創設

- ①法人事業税(所得割・収入割)の一部(2.6兆円)を分離し、地方法人特別税(国税)を創設
- ②地方法人特別税の課税標準は法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)
- ③都道府県が賦課徴収
- ④平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用

III 地方法人特別譲与税の創設

- ①地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与
- ②譲与基準は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)
(注)今回の改正による減収額が、財源超過額の1/2を超える場合、
減収額の1/2を限度として、当該超える額を譲与額に加算する。
- ③地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与

二 個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充

◎ 条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入

- * 地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設する。
 - ・ 現行の対象寄附金に、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金。国、政党等に対する寄附金は除く。）のうちから地方公共団体が条例により指定した寄附金を追加
- * 控除方式を所得控除から税額控除に改める。
- * 寄附金控除の上限額を引き上げるとともに、適用下限額を引き下げる。

・ 上 限 額	総所得金額等の25%	➡	総所得金額等の30%
・ 適用下限額	10万円	➡	5千円

◎ 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し

- * 「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しを行う。
 - ・ 地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額(5千円)を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除

[税額控除額の計算方法]

①と②の合計額を税額控除

- ① [地方公共団体に対する寄附金 － 5千円] × 10%
- ② [地方公共団体に対する寄附金 － 5千円] × [90% － 0～40%]
[所得税の限界税率]

※ ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度

- ・ 対象寄附金は地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて総所得金額等の30%を上限

(注1) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直しは、平成20年1月1日以後に支出する寄附金について適用され、寄附の翌年度分の個人住民税から控除される。

(注2) 地方公共団体とは、都道府県又は市区町村をいう。

三 自動車取得税・軽油引取税の税率等の特例措置

- * 自動車取得税（税率）取得価額の5%（軽自動車を除く自家用自動車に限る。）
- * 軽油引取税（税率）32.1円／リットル
（注）上記税率については、平成20年5月1日から平成30年3月31日まで適用。
- * 自動車取得税の免税点を「取得価額の50万円以下」とする特例措置を平成30年3月31日まで延長する。

四 証券税制

◎ 上場株式等の配当・譲渡益の軽減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大

* 上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の廃止

○上場株式等の配当

- ・軽減税率10%（うち地方税3%）→ 原則20%（うち地方税5%）
【～平成20年12月31日まで】 特例10%（うち地方税3%）※
※ { 平成21年から平成22年の間（2年間）
配当のうち100万円以下の部分に限る。

○上場株式等の譲渡益

- ・軽減税率10%（うち地方税3%）→ 原則20%（うち地方税5%）
【～平成20年12月31日まで】 特例10%（うち地方税3%）※
※ { 平成21年から平成22年の間（2年間）
譲渡益のうち500万円以下の部分に限る。

* 上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みの導入

○上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入する。

- ・申告による方法は、所得税は平成21年分から、住民税は平成22年度分から適用
- ・源泉徴収口座を活用する方法は、特定口座のシステム開発等の準備が整った段階（平成22年1月）から適用

五 公益法人制度改革への対応

- * 法人住民税法人税割及び法人事業税所得割については、法人税と同様の取扱いとする。
- * 固定資産税については、
 - ・公益社団・財団法人が設置する一定の施設について、現行の民法第34条法人と同様の非課税措置を講じる。
 - ・一般社団・財団法人に移行した法人が設置する既存の施設について、非課税措置を平成25年度まで継続する。
- * 特例民法法人に対しては、現行の民法第34条法人と同様の措置を講じる。

六 環境税制

◎ 自動車税のグリーン化・自動車取得税の低燃費車特例の延長

- * 自動車税について、環境負荷の小さい自動車の税負担を軽減し、環境負荷の大きい自動車を重課する「自動車税のグリーン化」について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、2年延長する。

また、自動車取得税の低燃費車特例について、同様の見直しを行った上で、2年延長する。

燃費性能	排出ガス性能	平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (☆☆☆☆)
	平成22年度燃費基準+15%達成車	(自動車税)税率を概ね25%軽減 (自動車取得税)取得価額から15万円控除
	平成22年度燃費基準+25%達成車	(自動車税)税率を概ね50%軽減 (自動車取得税)取得価額から30万円控除

- (注1) 自動車税のグリーン化については、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの新車新規登録車を対象に、登録の翌年度の自動車税を1年間軽減。
- (注2) 自動車税の重課対象は、従前と同様(新車新規登録から11年超のディーゼル車等について、概ね10%重課)。
- (注3) メタノール自動車については、自動車税の軽減対象から除外。
- (注4) 天然ガス自動車については、一定の排出ガス要件を満たすもののみ自動車税の軽減対象。
- (注5) 自動車取得税の低燃費車特例については、上記要件は、平成20年5月1日から平成22年3月31日までに取得された自動車について適用。

◎ クリーンディーゼル乗用車に係る自動車取得税の特例措置の創設

- * 平成21年排出ガス規制に適合するディーゼル乗用車に係る税率の軽減措置を創設する。
(平成20年5月1日から平成21年9月30日までは1%軽減、平成21年10月1日から平成22年3月31日までは0.5%軽減)。

七 住宅税制

◎ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設

- * 住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する(120㎡分までに限る。)

<対象となる工事>

- ①窓の改修工事、又は①と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事で、改修工事によりそれぞれの部位が省エネ基準に新たに適合することとなるもののうち、費用が30万円以上のもの

◎ 長期優良住宅(200年住宅)に係る特例措置の創設

- * 長期にわたり利用できる質の高い住宅の建設を促進するため、新築された長期優良住宅(仮称)について、固定資産税及び不動産取得税の特例措置を創設する。

※長期優良住宅・・・耐久性、安全性等の住宅性能が一定の基準を満たすものとして、行政庁の認定を受けて建設される住宅

<固定資産税>

- 新築から5年度分(中高層耐火住宅は7年度分)について税額から1/2を減額

<不動産取得税>

- 課税標準から1,300万円を控除

※これらの特例措置は、現行の新築住宅特例に代えて適用する。

◎ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長

- * 新築住宅に係る固定資産税について、最初の3年度分(中高層耐火住宅は5年度分)、税額から1/2を減額する措置の適用期限を2年延長する。

八 その他

◎ 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入

- * 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する(平成21年10月支給分から実施)。

◎ 並行在来線の鉄道施設に係る固定資産税の特例措置の拡充

- * 整備新幹線の開業に伴いJRから分離された並行在来線に係る譲受資産について、固定資産税の課税標準を2分の1とする特例の適用期間を、最初の10年度分から、最初の20年度分に拡充する。